

## 第十一章 出願権の移動

1. 譲渡登録.....	2
1.1 譲渡登録の出願人 .....	2
1.2 備えるべき申請書類及び記載すべき事項.....	3
2.承継登録 .....	3
2.1 承継登録の出願人.....	3
2.2 備えるべき申請書類及び記載すべき事項 .....	3
3. 移動登録の審査における注意事項.....	4
3.1 双方の代表 .....	4
3.2 関連意匠.....	5
3.3 連合意匠.....	5

## 第十一章 出願権の移動

専利出願権は法により譲渡又は承継の対象とすることができる。専利出願後、専利出願権を譲渡又は承継する場合は、権利者の名義変更を申請しなければならない。専利出願が登録査定又は処分後から公告・証書発行までは、まだ専利権を取得していないことから、専利出願権の主体に変更があった場合も、専利出願権移動登録により処理しなければならない。出願人は証書を請求する時に、併せて権利移動登録手続きを行う場合、「専利出願権譲渡登録申請書」又は「専利出願権承継登録申請書」を提出しなければならない。

### 1. 譲渡登録

専利出願権者が法律行為によりその出願権を譲受人に移転する場合、権利主体に変更が生じる。出願権の譲渡は双方の当事者の意思表示が一致した日に即効力が生じるが、譲渡登録手続きを行って始めて第三者に対抗する効力が生じる。

会社が合併、分割等の原因で、法により消滅した会社又は分割された会社の専利出願権を受け継ぐ場合は、権利主体は既に変更されていることから、同様に譲渡登録手続きを行わなければならない。

専利出願権の帰属に争いがあり、調停、仲裁又は判決手続きにより専利出願権者を確認する場合、例えば出願の権利主体に変更が生じ、確認を経て専利出願権者は調停、仲裁又は判決書類を備えて、譲渡登録により権利者の名義変更を申請することができる。

専利出願権譲渡登録を処理する際、専利出願権が裁判所又は行政執行分署により差押えられていた場合、裁判所又は行政執行分署に書簡の取消又は当該登録差押の取消しを囑託して初めて受理することができる。

#### 1.1 譲渡登録の出願人

専利出願権の譲渡登録は、譲渡人又は譲受人の一方が提出することができる。

専利出願権が一回以上連続して譲渡をされた場合、その間の権利の連続した譲渡の関連証明書類を添付し、権利譲渡の事実が存在することを証明しなければならない。審査を経た後、最後の譲受人の登録を許可する。その間の譲渡行為に至っては、各当事者の真意を尊重しなければならない、登録申請を提出しなかった場合、登録しないものとする。

専利出願権が共有であり、専利出願権の全てを譲渡する場合は、共有者全員の同意を得なければならない。それぞれの共有者がそのあるべき一部を他人に譲渡する場合は、その他の共有者の同意を得なければならない。ただし、いずれも共有者の一人が全体として譲渡登録申請を提出でき、共同で譲渡登録を申請する必要はない。

## 1.2 備えるべき申請書類及び記載すべき事項

専利出願権の譲渡登録手続きは、出願人が以下の申請書類を備えなければならない。：

- (1)専利出願権譲渡登録申請書：専利出願番号、出願人、譲受人、譲渡人の基本データを明記しなければならない。代理人を有する場合は、その代理人の基本データ。
- (2)専利出願権譲渡登録の証明書類、以下のうちのひとつとすることができる。：
  - A.譲渡契約書：契約書には譲渡人及び譲受人の意思表示並びに双方による連署が必須である。
  - B.買収の証明書類：主務官庁が発行した又は買収契約書でなければならない。
  - C.その他譲渡証明書類：譲渡人によって発行された証明書類、その他の法令により取得した調停、仲裁又は判決書類等。
- (3)共同の専利出願権者がそれぞれ出願権を他人に譲渡し、それぞれ違う書類に署名した場合、共有者の同意書を添付しなければならない。共同で同一書類に署名した場合、既に同意の意思を有すると認め、別途同意書を添付する必要はない。

## 2.承継登録

承継も権利主体の変更に属し、専利出願権者が専利出願期間内に死亡した場合、権利は法により承継人が承継することができる。

### 2.1 承継登録の出願人

専利出願権の承継登録は、承継人が申請しなければならない。

承継人が数名である場合、承継人全員で共同して、又は承継人の一人が承継者全員の名義で承継登録を申請することができ、承継人全員が共同で連署した場合、そのうちの1人を送達受取人として指定しなければならない。

### 2.2 備えるべき申請書類及び記載すべき事項

専利出願権承継登録の手続きは、出願人が以下の申請書類を備えなければならない。：

- (1) 専利出願権承継登録申請書に専利出願番号、被承継人及び全ての承継人の基本データを記入しなければならず、代理人を有する場合は併せて記入しなければならない。
- (2) 死亡証明書類。
- (3) 承継の系譜。
- (4) 証明書類は、以下のうちのひとつとすることができる。：
  - A. 全世帯の戸籍謄本。
  - B. 承継証明書類。  
承継人が数名おり、その中の1人又は数人が承継する場合、上述した申請書類を添付する他に、別途以下の書類のうちの一つを添付しなければならない。：
    - (1) 裁判所発行の承継放棄の証明書類。
    - (2) 公証済みの遺言状。
    - (3) 承継人全員が共同署名した遺産分割協議書。

### 3. 移動登録の審査における注意事項

#### 3.1 双方の代表

専利出願権譲渡登録の譲渡人又は譲受人の一方が台湾の会社であり、且つ双方の会社の代表人が同一である場合、そのうちの一方は別途会社を代表する人を指定しなければならない。台湾の会社が別途会社を代表する人を指定する場合、会社の性質に基づいて以下の方法により処理しなければならない。：

- (1) 有限会社：取締役（董事）が一名のみの場合、株主全員の同意により別途行為能力を有する株主を選定して会社の代表とし、株主全員による代表選出の同意書及び会社設立(変更)事項登記カードの正面、裏面のコピー一式を添付しなければならない。取締役が二名以上であり、且つ一名の取締役を代表取締役（董事長）に特定する場合は、その他の取締役が会社の代表となり、会社設立(変更)事項登記カードの正面、裏面のコピー一式を添付する(經濟部 2002 年 7 月 26 日商字第 09102156880 号解釈書簡を参照)。一名の有限会社である場合は、株主を増やした後、上述した方法により処理又は裁判所に会社を代表して契約する臨時管理人の選任を申請し、関連証明書類を添付しなければならない(2003 年 9 月 15 日商字第 09202193120 号解釈書簡を参照)。
- (2) 株式会社：監査役が会社を代表し、会社設立(変更)事項登記カードの正面、裏面のコピー一式を添付しなければならない。  
台湾の会社とその会社の代表者の個人間の専利出願権譲渡登録を申請する場合、その譲渡契約書又は専利出願権譲渡証明書等の書類については、会社が署

名すべき部分及び備えるべき証明書類も、上述した処理原則に照らして処理しなければならない。但し、代表者がその所有する専利出願権を無償で会社に譲渡し、譲渡登録手続きを申請する場合、この時会社は単に法律上の利益を得るのみで、利害の衝突を引き起こすには至らず、会社法第 59 条に規定の自己代表の禁止の適用にはならないことから、登録手続きを許可する(法務部 2007 年 3 月 20 日法律決定字第 0960008616 号解釈書簡を参照)。言い換えれば、代表者が会社の専利出願権を自己に譲渡(無償と有償に拘わらず)、又は自己の専利出願権を有償で会社に譲渡した場合、いずれも上述した処理原則に照らして手続きを行わなければならない。

### **3.2 関連意匠**

本意匠出願の移動登録手続きを行う場合、その係属する関連意匠出願は併せて移動登録手続きを行わなければならない。同じく、関連意匠の移動登録手続きを行う場合、その本意匠出願も併せて移動登録手続きを行わなければならない。それぞれ移動登録の申請書、証明書類及び納付費用を備え、専利主務官庁は本意匠及びそれが有する関連意匠の移動登録を併せて処理する。

### **3.3 連合意匠**

専利法改正が施行される前に出願された意匠及びその連合意匠出願権の移動登録については、3.2 の規定を参照して処理するが、その中の 1 つの専利出願権移動の手数料のみを納付すればよい。